

I 制度の概要

1 地縁による団体とは

「地縁による団体」とは、良好な地域社会の維持・形成を目的とし、一定区域に住む住民の自主性により組織された町内会や自治会、区等のことを指します。

2 地縁による団体の法的位置付けと認可制度の目的

地縁による団体は法律上、「任意団体」「権利能力なき社団」と位置づけられており、不動産等の資産を団体名義で登記することができませんでした。

このため、かつては「代表者の個人名義」や「住民複数人名義」で登記を行うほかなく、資産管理の面で、次のような問題が生じる恐れがありました。

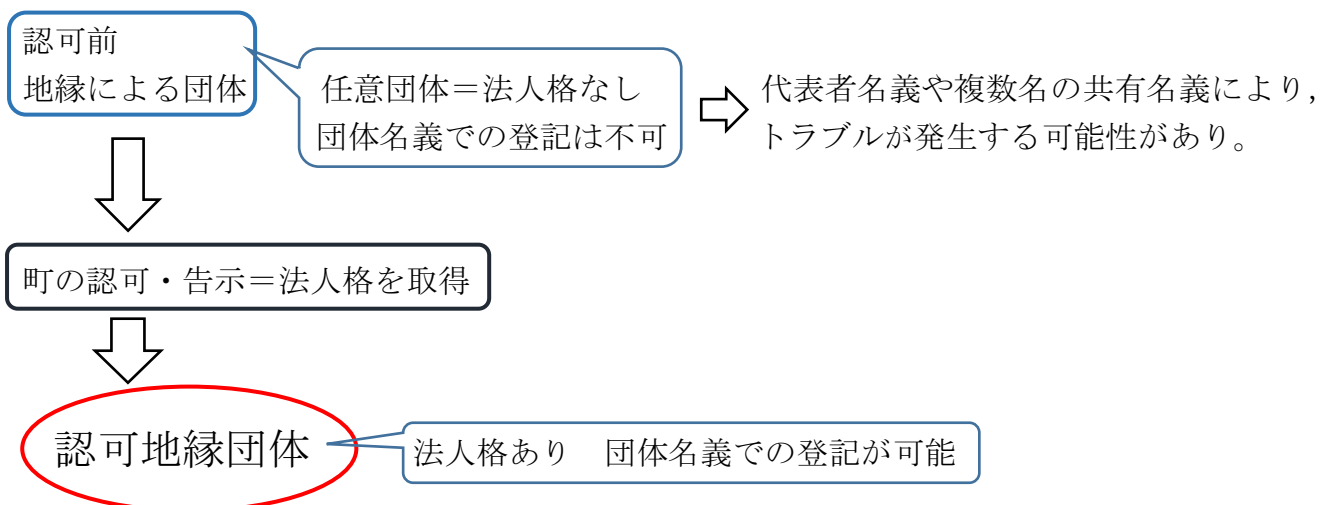
代表者個人名義・複数人名義での登記により発生する問題例

- ・名義人の債権者が不動産を差押えてしまった。
- ・登記名義人の死亡後、相続人との間で所有権をめぐるトラブルが生じた。
- ・複数名義で登記したが、死亡により相続人が不明になってしまった。

こうした問題に対処するため、平成3年に地方自治法の一部が改正され、地縁による団体が一定の手続きを行い町の認可・告示を受けることで、法人格を取得することが可能となり、団体名義での資産登記ができるようになりました。町の認可により法人格を得た地縁団体を「認可地縁団体」といいます。

また、令和3年11月からは、資産の保有に関係なく、地域活動を円滑に行うために必要であれば、法人格を取得することができるようになりました。

なお、NPO法人等と異なり、法人としての登記は必要ありません（登記に代わるものが告示になります）。



3 認可地縁団体になることのメリットと義務

認可地縁団体として町内会や自治会などが法人格を取得すると、法人名義での資産登記手続きができるほか、様々な契約や取引などの法律行為が法人名義で行えることとなります。その一方で、地方自治法の規定に従い、適切な運営が実施されるよう、年1回の総会の義務化や書類の適正な備え付け、各種手続きが継続的に必要になるほか、政治活動の禁止や納税の義務が明確化されます。必ず、団体の構成員全員が、認可地縁団体になることのメリットだけでなく義務も確認したうえで、法人格取得の是非をあらかじめよく検討してください。

【メリット】

- 明確な「法人組織」となることで、活動や組織に対する信頼性、信用性が向上します。
- 規約に定める目的の範囲内で権利能力を持ちます。法人名でさまざまな契約行為や取引、財産の取得、管理、登記などが行えるようになります。
- 会員個人に万が一のことがあっても、法人として保有している財産や活動はそのまま法人に継続されます。
- 実質的に町内会や自治会などが占有している不動産であって、登記名義人や相続人の一部の所在が知れず、すべての方からの同意が得られない場合に、役場に申請して一定期間公示することで、認可地縁団体名義での所有権の移転登記ができる特例制度が活用できます。

【義務】

地方自治法の規定による運営の義務	<p>認可地縁団体の運営・取扱いについてその一部が地方自治法で定められています</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年に1回の通常総会の開催が義務化されます。 ○特定の政党のために利用するような政治活動は禁止されます。 ○毎年度財産目録を作成し、事務所への備え置きが義務付けられます。 ○常に最新版の構成員（会員）名簿に更新し、事務所への備え置きが義務付けられます。 <p>・・・など</p>
納税の義務	<p>法人として納税の義務を負います。（減免となる場合あり）</p> <p>⇒ IV 認可地縁団体に係る税の項目を参照</p>
変更の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ○告示事項（代表者や事務所など）に変更があった場合は、その都度役場への届け出を行い、告示を受ける必要があります。 ○地方自治法に沿った適正な運営が必要になるため、認可地縁団体の事務は、規約であらかじめ委任されている事項以外は総会の議決が必要になり、手続きに時間と手間がかかります。（任意団体のようなフットワークの軽さはありません）
その他	<p>認可地縁団体の告示事項証明書（法人登記簿に代わるもの）は、関係者に限らずだれでも取得可能なため、認可地縁団体の歴代代表者の氏名住所が公にされます。</p>

II 認可申請手続き

1 申請できる団体

制度の対象となる団体は区域の全住民が加入することのできる町内会や自治会等に限られます。次のような団体は地縁による団体に該当しないため、申請を行うことはできません。

【申請できない団体】

例	対象外の理由
スポーツや趣味の同好会， 伝統芸能保存会，環境保全団体	特定の活動のみを目的とした団体であるため。
老人会や青年会，婦人会	住所以外に「年齢」「性別」が加入要件となるため。
マンションの管理組合	「区分所有者」であることが加入条件となるため。

2 認可の要件

以下の4項目が認可の要件になります。なお、認可の後にこれらの要件を充たさなくなった団体は、認可取り消しとなります。

また、認可以降は地方自治法の規定に沿った運営が必要であることから、**団体としての基盤が整備されていることが必要**です。

項目	要件
目的	良好な地域社会の維持，形成のための地域的な共同活動(住民相互の連絡，環境整備，集会施設の管理など)を目的とし，実際に行っていること。 ※スポーツや文化活動など，特定の分野を目的とした活動は該当しません。
区域	団体の区域が安定的であり，客観的に明確であること。 ※他の自治会の区域と重なる場合は，調整して重ならないようにする必要があります。また，境界が不明瞭であってははいけません。
構成員	区域の全住民に構成員となる資格があり，実際に相当数の住民が加入していること。 ※年齢，性別等を問わず，その区域内に居住するすべての個人が対象ですので，世帯単位ではなく，個人名での構成員名簿が必要になります。 ※相当数の住民等とは，一般的にその区域の全住民の過半数を指します。
規約	地方自治法に沿った規約を定めていること。 ※ 詳細については4ページ及び「認可地縁団体規約例」を参照。

※地方自治法の一部改正により，不動産等の権利の保有及び保有予定の有無にかかわらず認可が可能になりました。(令和3年11月26日から適用)

3 認可手続きの流れ

1 事前確認

- 認可要件の確認（目的・区域・構成員・規約）
- 資産を保有している場合は、保有資産の確認（地縁団体名義にする不動産の所有者の把握、名義変更の同意の取得など）



2 申請の準備

- 規約の整備
- 構成員名簿の作成
- 代表者の選任準備

相談



役場 総務課
必要書類等について
事前相談してください



3 総会の開催

- 認可申請に必要な事項を総会で決定
- 認可申請する旨の決議
 - 規約の制定（改正）
 - 代表者の決定
 - 構成員の確定
- ※財産を保有している場合は、合わせて保有する財産の確定についても審議してください



4 認可申請書類の作成・提出

認可申請書に必要な書類を添えて、総務課へ申請



5 認可・告示

審査後、認可し告示を行います



6 不動産の登記（法務局）※必要な場合のみ

認可後、不動産登記が可能となります

▶【提出書類】⇒詳細は5ページを参照

- ①認可申請書
- ②規約
- ③総会議事録の写し
- ④構成員の名簿
- ⑤事業報告書、決算書、事業計画書、予算書など
- ⑥代表者就任承諾書
- ⑦代理人の有無
- ⑧代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無
- ⑨区域を表示した図面

※認可後の手続き

【変更の届出】

代表者や事務所の所在地等の告示された事項に変更があった場合は、町へ告示事項変更届出書の提出が必要です。また、規約を変更する場合は、規約変更認可申請書が必要となります。

4 認可申請時の提出書類

申請には、(1)～(9)の提出が必要となります。事前に総務課までご相談下さい。

(1) 認可申請書

- ・申請人は代表者になります。

(2) 規約

- ・地方自治法第260条の2第3項に従い、以下の事項が記載された規約であること。

必須項目	内容
①目的	良好な地域社会の維持・形成のための地域的な共同活動(住民相互の連絡, 環境整備, 集会施設の管理など)を目的に定めていること。
②名称	団体の正式名称を記載。特に制限なし。
③区域	客観的に明確であること。字や地番のほか, 河川や道路等による記載も可。
④事務所の所在地	団体の所在地。地番による記載のほか, 「代表者の自宅に置く」「〇〇集会所に置く」等の記載も可。
⑤構成員の資格	「区域内に住む全ての個人」が加入可能であり, その他の加入条件を設けていないこと。
⑥代表者について	代表者の1名の設置とその職務を定めていること。
⑦会議について	通常総会や臨時総会, 役員会の開催方法を定めていること。
⑧資産について	保有する資産の構成, 取得, 処分の方法と管理の方法を定めていること。

(3) 総会議事録の写し

- ・以下の事項が記載された総会議事録の写し。

①認可申請することの議決

②代表者の選出 (申請者が代表者に選出されていること)

③新規約の承認

④構成員の確定

- ・議長1名, 議事録署名人2名の署名捺印がされていること。

(4) 構成員名簿

- ・すべての構成員の「住所」「氏名」が記載されている名簿。

(5) 前年度事業報告書, 決算書

- ・実際に良好な活動を行っていることが分かる書類。総会で承認された事業報告書と決算書の写し。

(6) 代表者の就任承諾書

- ・申請書に記載の代表者が署名してください。

(7) 代理人の有無

- ・申請書に記載の代表者が署名又は記名してください。

(8) 代表者の職務執行停止の有無, 職務代行者選任の有無

- ・申請書に記載の代表者が署名又は記名してください。

(9) 区域図

- ・規約で定める区域が明確にわかる地図であれば, 特段の指定はありません。

Ⅲ 認可後の地縁団体

1 認可地縁団体の性質

認可の有無に関わらず、地縁による団体の根本的な性格は「住民の自発的意思に基づく団体」ですが、認可地縁団体は法人格を取得しているという点で法的位置付けが変わり、権利能力を有することとなります。また、同時に認可を受けた団体として義務が発生します。

権 利	団体名義での資産登記 不動産をはじめとする資産の登記が可能となります。これにより、「代表者の個人名義」や「住民複数名義」での登記に起因するトラブルを防止することができます。ただし、登記には費用（登録免許税、司法書士に依頼した場合の報酬等）がかかります。
	団体名義での法律行為 法人格の取得により、目的（地域的な共同活動）の範囲内において、団体名義で契約をはじめとする法律行為の主体となることができます。
義 務	地方自治法の規定による運営・取扱い 認可地縁団体の運営・取扱いについて、その一部が地方自治法で定められています。（年1回の総会の義務化や書類の適正な備え付けなど）
	税関係の手続きと納税義務 法人として納税の義務を負います。認可後に県税事務所、役場税務課に法人の設立届を提出することになります。収益事業を行わない団体は、登録免許税を除き減免になる場合があります。
	変更の手続き 団体の規約、告示事項（代表者や事務所等）が変更になった場合には、町への届出が必要です。それぞれ町の認可、告示により変更内容が対外的に有効となります。

2 認可地縁団体の印鑑登録・印鑑証明

不動産登記など、団体の「印鑑登録証明書」が必要となる場合がありますので、必要に応じ印鑑登録を行ってください。印鑑の登録及び証明については、役場住民課で行っています。印鑑の登録手続き及び印鑑登録証明書の交付申請ができるのは、原則、代表者本人のみです。団体の認可の告示事項の中に代理人が定められている場合に限り代理人による申請ができます。ただし、その際には委任状が必要となります。

（1）手続きの際に必要なもの

【印鑑登録手続き】

- ① 登録する団体の印鑑
- ② 代表者の方個人の実印（町に印鑑登録をしてあるもの）
- ③ 代表者本人であることを確認できるもの（運転免許証等）

※登録しようとする印鑑が次のような場合は登録できません。

- ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- 印影の大きさが、1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの
- 印影を鮮明に表しにくいもの
- その他認可地縁団体の印鑑として適当でないもの

【印鑑登録証明書交付申請】

- ① 登録した団体の印鑑
- ② 代表者本人であることを確認できるもの（運転免許証等）

(2) 手数料

登録には手数料はかかりません。印鑑登録証明書については、手数料がかかります。

3 不動産登記について

不動産を新しく登記する場合や団体名義に移転登記する場合には、法務局（水戸地方法務局龍ヶ崎支局）での手続きが必要です。

登記に際しては、役場が発行する「告示事項証明書」「印鑑登録証明書」のほか、法務局が定める必要書類の提出が必要です。詳細については、法務局にご確認下さい。

4 認可地縁団体の証明書

町では、認可手続き完了後「地縁団体台帳」を整備します。団体が不動産登記申請をする場合などは、この地縁団体台帳の写し（認可地縁団体告示事項証明書）の添付が必要となります。

この「認可地縁団体告示事項証明書」は誰でも請求することができるもので、交付手数料は300円／1通となります。手続きは役場総務課へお越してください。

なお、発行手続きに時間を要しますので予めご了承ください。

5 告示された事項に変更があった場合

町においては、認可地縁団体が法人格を得たことを認可後遅滞なく告示することになっており、この告示をもって認可を受けた地縁による団体は、法人となったこと及び告示事項を第三者に対して対抗できることとなります。

この告示された事項に変更があったときは、「告示事項変更届出書」を役場総務課へ提出してください。届出に基づき告示事項に変更があった旨の告示が行われない限り、その変更について第三者に対抗できません。

特に、代表者の変更が多いと思われませんが、代表者の変更の都度、届け出が必要となりますのでご注意ください。

なお、告示事項は以下のとおりです。

- (1) 名称
- (2) 規約に定める目的
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所
- (5) 代表者の氏名及び住所
- (6) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- (7) 代理人の有無 (代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- (8) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (9) 認可年月日

【届出に必要なもの】

- ① 告示事項変更届出書
- ② 告示された事項に変更があった旨を証する書類 (総会の議事録の写し)
- ③ 代表者の変更の場合は、上記のほか以下の書類も提出してください。
 - ・代表者の承諾書
 - ・代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無
 - ・代理人の有無

6 規約を変更した場合

規約を変更する場合には、町に規約変更認可申請を行い、変更の認可を受ける必要があります。

以下の書類を提出してください。

- ① 規約変更認可申請書
- ② 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ③ 規約変更を総会で議決したことを証する書類 (総会の議事録の写し)
- ④ 変更後の新しい規約全文

7 財産目録及び構成員名簿

(1) 財産目録

毎年1月～3月までの間もしくは事業年度終了時に作成し、主たる事務所に備え置いてください。

(2) 構成員名簿

構成員名簿を主たる事務所に備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えてください。

IV 認可地縁団体に係る税

1 認可地縁団体への課税

認可地縁団体は下表のとおり納税の義務を負います。ただし、税目や収益事業の状況によって減免措置が適用となる場合があります。

個々の事例が収益事業に該当するかについては、竜ヶ崎税務署までお問合せください。

○町 税

	自治会・区（認可前）		認可地縁団体	
	収益あり	収益なし	収益あり	収益なし
法人町民税	課税	非課税	課税	課税 ※減免措置あり
固定資産税	課税 ※非収益事業用は減免措置あり	課税 ※減免措置あり	課税 ※非収益事業用は減免措置あり	課税 ※減免措置あり

※減免を受けるためには減免申請等の手続きが必要です。

○県 税

	自治会・区（認可前）		認可地縁団体	
	収益あり	収益なし	収益あり	収益なし
法人県民税	課税	非課税	課税	課税 ※減免措置あり
法人事業税	課税	非課税	課税	非課税
不動産取得税	課税 ※非収益事業用は減免措置あり	課税 ※減免措置あり	課税 ※非収益事業用は減免措置あり	課税 ※減免措置あり

※法人県民税は、収益事業の状況によって減免措置が適用になる場合があります。

不動産取得税と併せて詳しくは、土浦県税事務所へお問合せください。

○国 税

	自治会・区（認可前）		認可地縁団体	
	収益あり	収益なし	収益あり	収益なし
法人税	課税	非課税	課税	非課税
登録免許税 (不動産登記時)	団体名義での資産登記不可		課税	課税

※課税の内容等について詳しくは、竜ヶ崎税事務所へお問合せください。

2 税に関する問い合わせ先

税額や減免措置、必要書類等についての詳細は、各担当機関にお問合せください。

機関名	取扱税	連絡先
利根町役場 税務課	町税	利根町布川 8 4 1 - 1 TEL0297-68-2211
土浦県税事務所 稲敷支所	県税	稲敷市江戸崎甲 541 TEL029-892-6111
竜ヶ崎税務署	国税	龍ヶ崎市川原代町 1182-5 TEL0297-66-1303

V 認可の取り消しと解散

1 認可の取り消しについて

認可地縁団体が四つの認可要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、認可を取り消すこととなります。

具体的には、次のような場合が考えられます。

- ① 認可地縁団体が、その目的を営利目的、政治的目的に変更したとき
- ② 認可地縁団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- ③ 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- ④ 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- ⑤ 地縁による団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

2 解散について

認可地縁団体が次のいずれかに該当するときは、解散することとなります。

- ① 規約で定めた解散事由が発生したとき
- ② 破産したとき
- ③ 認可を取り消されたとき
- ④ 総会員の4分の3以上の同意による総会の決議があったとき
※規約に別段の定めがある場合はこの限りでない
- ⑤ 構成員が欠乏したとき

なお、認可地縁団体は、法人として破産、解散及び清算については裁判所の監督の下に所要の手続きを進めることとなり、破産宣告の請求を怠った時などに非訟事件手続法に基づき裁判所により過料に処せられることとなります。

(地方自治法施行規則第 18 条関係)

年 月 日

利根町長 様

認可を受けようとする地縁による団体の名称
及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により，地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので，別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

規 約 例

〇〇〇自治会（町内会）規約（会則）

目次

- 第1章 総則
- 第2章 会員
- 第3章 役員
- 第4章 総会
- 第5章 役員会
- 第6章 資産及び会計
- 第7章 規約の変更及び解散
- 第8章 雑則
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 防犯・防災並びに生活の向上
- (5) 会員相互の親睦，研修会及び文化教養の向上に関する活動
- (6) 〇〇〇〇〇

（名称）

第2条 本会は、〇〇〇〇会と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、利根町大字布川〇〇〇番地から〇〇〇番地までの区域とする。

（主たる事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、利根町大字布川〇〇〇番地〇〇集会所内に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域内に住所を有する個人全てとする。

- 2 本会は、正当な理由がない限り、第3条に定める区域内に住所を有する個人の加入を拒まない。
- 3 第3条に定める区域内に住所を有する法人、組合等の団体は、総会で表決権を有しない賛助会員になることができる。

(会費)

第6条 会員が納入する会費は、総会において別に定める。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、細則に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より細則に定める退会届が会長に提出された場合

- 2 会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 ○名
- (3) 理事 ○名
- (4) 会計 ○名
- (5) 班長 ○名
- (6) 監事 ○名

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事とその他の役員は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、会長の命を受けて会務を分担し、会員名簿その他の必要書類を作成する。

4 会計は、毎年度末に財産目録を作成するほか、本会の資産及び会計事務を処理する。

5 班長は、班員と役員会との連絡に当たる。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の実務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、次に掲げる事項を審議し、決議する。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 会則の制定改廃に関すること。

(4) 役員選出に関すること。

(5) その他本会の運営に係る重要事項に関すること。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第6項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、この場合における出席とは、第22条第1項に規定する書面表決等を行った会員を含む。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、【会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。・会員の所属する世帯につき1個とする。】

(1) ○○○○○○○○

(2) ○○○○○○○○

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は書面をもって他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」

とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の決議によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において出席会員の4分の3以上の決議を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の決議を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において決議されていない場合には、会長は、総会において予算が決議される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び収支決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の決議を得、かつ、利根町長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20に規定する事由により解散する。

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の決議を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、次の帳簿及び書類を備え置く。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 認可及び登記等に関する書類
- (4) 総会及び役員会の議事録
- (5) 収支に関する帳簿
- (6) 財産目録等資産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

2 前項の帳簿及び書類は、会員が目的、事由を示して閲覧を求めたときは、業務に支障のない限り、閲覧することができる。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、 年 月 日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から 年 月 日までとする。

〇〇年度〇〇〇自治会総会議事録 記載例（認可申請のための総会）

1. 日時 〇〇年 〇〇月 〇〇日 〇〇時〇〇分～ 〇〇時〇〇分
2. 場所 〇〇〇集会所
3. 現在の会員数 〇〇〇名
4. 出席者 〇〇〇名（うち委任状提出者 〇〇名）
5. 欠席者 〇〇名

〇〇〇自治会規約第 〇 条の規定に基づき、会員数〇〇名のうち〇〇名の出席及び委任状提出により総会が成立する旨司会の _____ より報告があり、 _____ 時開会された。 _____ 自治会長のあいさつにつづき、自治会規約第 〇 条の規定に基づき、議長として _____ が選出され、自治会規約第 _____ 条の規定に基づき、議事録署名人に _____ と _____ の2名が選出された。

6. 総会に付議した事項

- (1) 第1号議案 地方自治法に規定する地縁による団体の認可申請について
- (2) 第2号議案 〇〇〇について
- ・
- ・

7. 議事の審議経過

(1) 第1号議案

現在の自治会に法人格を持たせるため、地縁による団体の認可申請をしたい旨、自治会長より提案された。新規約（案）、会員、代表者、所有する不動産などについて協議の結果、賛成多数で次のとおり可決した。

- ① _____ を代表者として、地縁による団体の認可申請を行う。
- ② 別添の規約を、認可地縁団体の認可日より施行する。
- ③ 会員は自治会会則に定める区域内に住居を有する全ての個人とし、本会に入会した者とする。
- ④（資産を保有する場合のみ）自治会所有（又は保有予定）の不動産は 〇〇番地の集会所及びその土地（もしくは別紙のとおり）とする。

(2) 第2号議案

- ・
- ・

以上で総会の全日程を終了し、議長が閉会を宣言した。

〇〇年度〇〇自治会総会の議事として作成し、署名（又は記名）押印する。

年 月 日

議 長 ⑩
議事録署名人 ⑩
議事録署名人 ⑩

地縁による団体の代表者の承諾書

地縁による団体の名称の名称 ○○○自治会

事務所の所在地 利根町○○○

私は、上記の地縁による団体の代表者となることを承諾いたしました。

令和 年 月 日

認可申請の場合：申請書提出日またはそれ以前の日付
代表者変更の場合：新代表の就任日（変更日）

住所 _____

氏名 _____

代表者（新代表者）の署名

代理人の有無

地縁による団体の名称

代表者名

1 代理人の有無

(1) 有 代理人有りの場合

代理人 氏 名

住 所

(2) 無

下記に該当する代理人が指定されている場合のみ「有」に○をつけ、代理人氏名と住所を記載してください。指定していない場合は「無」に○をつけてください。

※ 「代理人」は地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいう。

参考：地方自治法

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称

代表者氏名

1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

- (1) 有
(2) 無

下記注釈に該当する裁判所からの執行停止処分がなされている場合のみ「有」に○をつけ、それ以外は「無」に○をつけてください。

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

- (1) 有 職務代行者選任有りの場合
職務代行者 氏名

住所

- (2) 無

下記注釈に該当する裁判所から職務代行者選任処分がなされている場合のみ「有」にまるをつけ職務代行者の氏名と住所を記載してください。それ以外は「無」に○をつけてください。

※裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務執行代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申し立ての目的を達成するために行う処分です。

該当のない団体は、「無」に○印をしてください。

利根町長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地
名称
所在地

代表者の氏名及び住所

実際の届出書提出日時点
の代表者が届出

氏名
住所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

(例) 代表者 (新) ○○ ○○ 利根町○○○
(旧) ●● ●● 利根町●●●

告示事項のうち、変更部分
について新旧で併記

2 変更の年月日

実際の変更日

3 変更の理由

〇〇年度〇〇〇自治会総会議事録 記載例 (代表者や告示事項の変更の場合)

1. 日時 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分～ 〇〇時〇〇分
2. 場所 〇〇〇集会所
3. 現在の会員数 〇〇〇名
4. 出席者 〇〇〇名 (うち委任状提出者 〇〇名)
5. 欠席者 〇〇名

〇〇〇自治会規約第 〇 条の規定に基づき、会員数〇〇名のうち〇〇名の出席及び委任状提出により総会が成立する旨司会の _____ より報告があり、 _____ 時開会された。

自治会規約第 〇 条の規定に基づき、議長として _____ が選出され、自治会規約第 _____ 条の規定に基づき、議事録署名人に _____ と _____ の2名が選出された。

6. 総会に付議した事項

- (1) 第1号議案 認可地縁団体の告示事項の変更について
- (2) 第2号議案 〇〇〇について

・
・

7. 議事の審議経過

(1) 第1号議案

認可地縁団体の以下の告示事項について、協議の結果、賛成多数で議案の通り可決した。

(※代表者変更の場合)

- ・代表者を、〇〇年〇〇月〇〇日より利根太郎とする。

(※事務所の住所変更の場合など)

- ・事務所の所在地を、〇〇年〇〇月〇〇日より利根町〇〇〇番地にする。

・
・

(2) 第2号議案

・
・

以上で総会の全日程を終了し、議長が閉会を宣言した。

〇〇年度〇〇自治会総会の議事として作成し、署名 (又は記名) 押印する。

年 月 日

議 長 ⑩
議事録署名人 ⑩
議事録署名人 ⑩

利根町長 様

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏名

住所

規約変更認可申請書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の許可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

〇〇年度〇〇〇自治会総会議事録 記載例（規約変更の場合）

1. 日時 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分～ 〇〇時〇〇分
2. 場所 〇〇〇自治会集会所
3. 現在の会員数 〇〇〇名
4. 出席者 〇〇〇名（うち委任状提出者 〇〇名）
5. 欠席者 〇〇名

〇〇〇自治会規約第 〇 条の規定に基づき、会員数〇〇名のうち〇〇名の出席及び委任状提出により総会が成立する旨司会の _____ より報告があり、 _____ 時開会された。

自治会規約第 〇 条の規定に基づき、議長として _____ が選出され、自治会規約第 _____ 条の規定に基づき、議事録署名人に _____ と _____ の2名が選出された。

6. 総会に付議した事項

- (1) 第1号議案 認可地縁団体の規約変更について
- (2) 第2号議案 〇〇〇について

・
・

7. 議事の審議経過

(1) 第1号議案

認可地縁団体の以下の規約変更について、協議の結果、賛成多数で議案の通り可決した。

- ・第4条 本団体の事務所を、「〇〇〇〇〇」から、「〇〇〇△□〇〇〇」に変更する。
- ・第9条第1項の末尾に「〇〇のため〇〇〇〇〇」を加える。
- ・第11条に以下の第2項、第3項を加える。

「2 〇〇□は、〇△から選出する。

3 〇〇の〇〇〇〇は△〇□とする。」

・
・

(2) 第2号議案

・
・

以上で総会の全日程を終了し、議長が閉会を宣言した。

〇〇年度〇〇自治会総会の議事として作成し、署名（又は記名）押印する。

年 月 日

議 長 ⑩
議事録署名人 ⑩
議事録署名人 ⑩